

I 日常生活における 安全管理

令和元年 12月19日

I 日常保育における安全管理

1. 登園時

- (1) 早番の保育士は必ず2名で行い、役割分担を明確にし、それぞれが責任を持つ。
(テラスでの受け入れ一名、室内一名で担当する)
- (2) 早番の当番の保育士は子どもが登園するまでに、園舎内外に異常がないか、遊び場の安全点検及び清掃など、安心して保育できる体制を整えておくようにする。
- (3) 丁寧に受け入れをする環境づくり(安全確認や室温の設定)をし、子どもの健康状態を把握する(怪我、傷の有無の確認、体調を崩した後は様子を診る)
- (4) 朝泣いて登園した場合、気持ちを受け止め安定した生活ができるように配慮する。
- (5) アレルギー対応児及び離乳期の乳児については、チェック用紙(除去食表)に基づいた確認だけでなく、視診や保護者からの連絡事項の伝達も的確に行う。(怪我などの有無は紙面に記入しておく)
- (6) 園の近くに不審な人物・車両などがいないか確認する(職員が出退勤時に目を配る)
- (7) 保護者からの伝達事項がある場合は、必ずメモして担任に手渡す。
※各園の状況に合わせて時間になったら施錠をする

2. 降園時

- (1) 子どもが気持ちよく帰ることが出来るように、声掛けをし、丁寧に対応する。
- (2) 子どもの身支度には忘れ物、持ち物の間違いがないか、身だしなみがきちんとして
いるかなど細かい配慮をする。
- (3) 一日の出来事・連絡事項は、保護者に口頭で明確に伝え、連絡帳にも記載する。小さな怪我でも、職員が伝えお詫びをし、状況を説明する。
- (4) お迎えの人を確認し、確実に引き渡す。特に保護者以外の場合は必ず保護者の了承を得て、名前を確認し、確実に引き渡す。
- (5) 降園時間帯は子どもの気持ちも高まり危険を伴う為、カバンを背負ったまま、固定遊具や駐車場で遊ばず、速やかに帰るよう伝える。
- (6) 降園時にそのまま友達の家に乗って家に遊びに行かないよう呼びかける。(一旦帰宅してから行くように約束をする)

3. 延長保育

- (1) 延長保育の保育士は必ず2名で行い、保護者に渡すまでは責任を持って保育する。
- (2) 保育計画スケジュールに基づき保育を行う。
- (3) クラス担任は、必要な連絡を口頭または延長保育用ノート(メモ)にて必ず伝える。
- (4) 出席を取りながら人員把握と一人一人の健康状態を確認する。
- (5) 気持ちが開放的になったり、1日の疲れが出たりして、怪我や体調の変化が起こり

やすいので、決まりを守って遊べるようにしたり一人一人の子どもの様子を見ながら健康安全に過ごせるようにしていく。

- (6) 流行性の疾病が出た場合には衛生面に十分配慮したり、保育室を変更したりするなどの配慮をする。
- (7) 延長保育でのエピソード等は伝えても良いが、安易に家庭内の事情等の話をしないように配慮する。(例：子どもから聞いた話を保護者に問いたださない等)
- (8) 保育終了後は安全点検と清掃を行い、施錠をする。
※延長保育年間指導計画に基づき保育する

4. 遊具及び施設・設備の安全点検について

- (1) 年度の初めには園舎内外、遊具の安全点検を各園のマニュアルに基づき職員全員で行う。(四月第二週までには)
- (2) 遊具、設備は当番職員(複数)が定期的に(月一回以上)点検を行い、結果を所定の点検記録簿に記載する。(附属資料1 点検票を使用する)
- (3) 施設・設備・遊具は使用中にも破損の有無に注意し、不備を発見した場合速やかに全職員に報告する。(その後、園長は町の職員に修繕を依頼し対策を練る)
- (4) 本来は約束を作らなくても問題のない環境を作ることが大切であるが、すぐに撤去出来ない場合や修繕できない場合は、園児にその趣旨を周知徹底し、修復または立ち入りを禁止する。

5. 保育中、使用する遊具・用具・工作材料等の取り扱い

- (1) 保育室に子どもだけになることがないようにする。
- (2) 園児の年齢・体力等発達段階に即したものを使用する。
- (3) 使用方法・安全な取り扱い方を園児に分かりやすく知らせ、怪我をしたり他人を傷つけたりすることが無いよう安全に対する意識を育てる。
- (4) 安全に活動ができるように十分な事前準備を行う。
- (5) 玩具は子どもの人数に見合った量を用意する。
- (6) 部屋での約束を伝え徹底する。(保育士の机のものには触らない、ピアノの裏には入らない、ストーブの中には物を入れない、何も言わずに部屋を出て行かない等)
- (7) 年齢によって危ないものは取り除く。

6. 未満児

- (1) 子ども一人一人の成長や、発達を職員全員が把握し保育にあたる。

未満児配慮事項

- ・おむつの取り換えなどで、子どもを寝かせたままにして傍を離れない。
- ・子どもを抱えている時は、自分の足元に注意したり、慌てて走ったりしない。

- ・寝ている子どもの上に物が落ちてこないように安全を確認する。
- ・子どもがイスに座っていて急に立ち上がったたり椅子をおもちゃにして遊ぶことがないような環境設定を保育士が行い、倒れたりしないようにする。
- ・つかまり立ちをしたり、つたい歩きをしたりする時は、傍に付いて見る。
- ・口に物をくわえて歩行させないようにする。
- ・子どもは保育士を後追いすることがあるのでドアの開閉は子どもがいないことを確認してから行う。
- ・敷居や段差のある所を歩く時は、つまづかないようにする。
- ・階段や玄関などの段差があるところに、子どもが一人で行かないようにする。
- ・子どもの腕を保育士や子どもが強く引っ張ることのないようにする。
- ・暖房器具を使用する時は柵などを設置する。
- ・ビニール袋やゴム風船は、子どもの手の届かないところにしまう。
- ・水の入ったバケツは子どもの手の届かないところに置く。
- ・ベビーカーは保育士が押す。ベビーカーに乗せる時は、深く腰掛けさせ、安全ベルトを使用し、傍から離れないようにする。
- ・転びやすい子どもを、職員全員が把握する。
- ・子ども同士複数手が繋いでいる時は、引っ張り合い転倒することがあるので注意する。
- ・手に怪我をしていたり、ふさがっていたりする時は、バランスを取りにくく転びやすいので注意する。

7. 一時預かり

※高森町一時保育事業実施要項を確認する。

- (1) 申し込み時に健康調査票を基に面接をする。アレルギーや持病がある場合は前日までに給食または担任と対応を検討する。
- (2) 登園時に、健康の記録を記入したものを確認してから受け入れる。(発熱、感染症の疑いがある時は受け入れが出来ない事を伝える)
- (3) その日の体調や機嫌、迎えの人、時間等を確認する。
- (4) 出来るだけ安心して過ごせるように配慮する。
- (5) 災害時等は緊急メール等が配信されないため、電話にて連絡。連絡が取れるまでは、安全に預かるようにする。(防災ずきんなどを確認しておく)

8. 園内

保育室

- ・戸で手を挟まないよう開閉には十分注意し、挟まないように工夫をする。
- ・椅子、机は常に整理整頓し、机を折りたたむ場合は落ちたり倒れたり手足を挟んだりしないよう注意する。子どもが出し入れをする時は保育士が立ち合い見守るようにする。

- ・机の置き場所…一番下は使用する台を上向きにし、あとは足を上に積む。5、6個を目安にし、安全に注意する。
- ・椅子の置き方…4～5個の積み重ねが適。(各園の状況により安全に配慮して置く。)
- ・手洗い場の下は濡れないようマットを敷いたり濡れたらこまめに拭いたりして対策する。
- ・ロッカーや棚は倒れない物を使用する。
- ・棚やロッカーの上には物を重ねて乗せない。
- ・水道、棚の角で目や体を傷つけないように安全カバーをする。
- ・子どもの発達に合わせて自分でできる環境を作ったり、管理の仕方を一緒に考えたりする。危険と思われる用具は年齢によって子どもの手の届かない所定の場所に整理しておく。(ハサミ、テープカッター、鉛筆削りなど)
- ・タオルかけなどのフックで目や体を傷つけないよう取り付けや使用時には十分注意する。
- ・テレビ、電子ピアノは置き場所を考え、転倒や落下を防ぐ。
- ・電子ピアノの上に物を置かない。(花瓶、ティッシュ等)
- ・電子ピアノのふたの開閉で手を挟まないようにする。また、地震などの際には転倒したり床を滑って動いたりすることのないようにする。(ピアノの近くで遊ばない)
- ・壁面や掲示物を貼る際には画鋲は使わずチェス画鋲(ダルマピン)を使う。(掲示物を貼る際にはテープ等を使用する。画鋲やマグネット等は誤飲の恐れがあるため出来る限り使用しない。)
- ・ストーブは防護柵を設置し、直接触れられないようにする。また周囲に物を置かないようにする。
- ・窓は転落や飛び出しの危険がある場合には、防護柵を設置する。
- ・コンセントに物を差し込めないよう、コンセントカバーを付ける。又は家具で隠すなど配慮する。

〈未満児〉

- ・ベビーベットや机付きイス、ゆりかごは、子どもの年齢や使用目的の合った物を選び、取扱説明書をよく読んで使用する。
- ・子どもの周囲に角の鋭い家具、玩具、箱などがいないか確認し、危険な物はすぐに片付ける。
- ・口の中に入ってしまう小さなおもちゃを手の届くところに置かないようにする。
- ・子どもが鼻や耳に小物を入れて遊ばないようにしたり、ドアのちょうつがいに指をはさまないようにガードをしたりして環境を整える。
(※トイレットペーパーの芯を通る物は誤飲しやすいため、その大きさを目安として環境を整える)
- ・ドアの傍で遊ばせないようにする。
- ・子どもが引き出しやドアを開け閉めして遊ばないように対策をする。
(ストッパー、鍵など)

- ・室内は整理整頓し、使用したものを子どもが片付けやすい環境にする。
- ・床が濡れていたら直ちに拭き取るようにする。

玄関・テラス・廊下

- ・玄関は死角になるため子どもの飛び出しに十分注意する。
- ・テラスは雨や冬の日には滑りやすい為、湿気等をとる工夫をし滑らないようにする。場合によっては子どもの立ち入りを禁止とする。
- ・火災報知機や消火器など子どもが絶対に触れることのないよう指導する。
- ・更衣室や倉庫には子どもは立ち入らないようにする。
- ・調理室には子どもは立ち入らないようにする。
- ・物を置いたりして走らなくても良い環境づくりをする。

遊戯室

- ・広さによる解放感からむやみに走り回らないようにする。(ぶつかり防止)
- ・ピアノは置き場所を考え、転倒や落下を防ぐ。(転倒防止済み)
- ・ピアノの上に物を置かない。(花瓶、ティッシュ等)
- ・ピアノのふたの開閉で手を挟まないようにする。(フィンガーガードをつける) また、地震などの際には転倒したり床を滑って動いたりすることのないようにする。(ピアノの近くで遊ばない)
- ・出入り口や窓のそばには物を置かない。
- ・壁面や掲示物を貼る際には画鋲は使わずチェス画鋲(ダルマピン)を使う。(掲示物を貼る際にはテープ等を使用する。画鋲やマグネット等は誤飲の恐れがあるため出来る限り使用しない。)
- ・ストーブは防護柵を設置し、直接触れられないようにする。また周囲に物を置かないようにする。
- ・コンセントに物を差し込めないよう、コンセントカバーを付ける。又は家具で隠すなど配慮する。
- ・ステージの使い方について子どもと約束をする。(保育士の指示なく勝手に登らない)

トイレ

- ・手を挟みやすい為ドアの開閉に異常がないか確認する。
- ・危険な物に触れないように約束をする。(ヒーター、コンセント、排水溝など)
- ・床が滑りやすいため、滑りにくいゴムサンダルを使用する。
- ・掃除用具や塩素などは子どもの手の届かないところに置く。
- ・死角になりやすいことを心に決め、できるかぎり保育士が見守る。
- ・常に清潔を保つように心がける。

- ・コンセントに物を差し込めないよう、コンセントカバーを付ける。

〈未満児〉

- ・トイレのレバーを操作する時は、手助けをする。
- ・安全に便座に座れるように補助する。

園庭

- ・遊具の正しい使い方、園庭の使い方を各園のマニュアルに沿って子どもと確認をする。
- ・門扉は必ず閉めてから、園庭遊びをする。
- ・季節に応じて遊具が安全に使用できるか確認してから使用する。
(滑り台の暑さ確認、凍結等)
- ・戸外遊びをする前には点検を行い危険の有無を確認する。
- ・落下が予想される箇所には安全マットなどを敷き怪我をしないように配慮をする。
- ・園庭に危険物や、ハチの巣、毛虫など危険箇所がないか確認する。
- ・止水栓のある箇所はつまずいたり転んだりすることを想定し、子どもが気付いて避けられるようにする。
- ・カバンなどを背負ったまま遊ばせないようにする。
- ・倉庫の開閉は保育士が行い、中で遊ばないようにする。
- ・砂場は年に2回消毒を行い、使わない時はネットをして清潔を保つ。

職員室

- ・医薬品や危険物の保管には十分気を付け一目で分かるようにし必要な場合は鍵をかけておく。
- ・職員室には必要な時以外は入らない。

小動物

- ・ウサギ小屋には必ず鍵をかけ勝手に開けられないようにする。
- ・飼育物(動物、虫)に触った後はきちんと石鹸で手を洗うように指導する。
- ・ウサギや小動物の小屋には、手を入れないようにする。

遊びについて

- ・保育士の役割分担を明確にし、それぞれが責任を持って保育にあたり子どもの人数、活動内容、動きの状態に合わせて臨機応変に対応する体制を整えていく。
- ・常に人数把握をし、特に遊び場所が変わる時や保育士がその場を離れるときは声を掛け合い危険防止の確認を行う。
- ・使用方法は安全な取り扱い方を園児に分かるように知らせ、怪我をしたり、他人を傷つけたりすることがないようにする。

- ・事前に十分な保育準備を行い、子どもを待たせたり、急かしたりすることの無いようにする。

基本的な事項、姿勢

- ・危険を招くような長い髪や爪、安全ピン、ひもやレース、フードが付いているような服、長すぎるズボン、足に合っていない靴などは避けるなど常に子どもの身だしなみに気を配る。
- ・保育士も共に遊べるような身だしなみを心掛ける。

<室内>

- ・用具は保管場所を決め、使用した後は決められた場所に置く。
- ・ハサミやテープカッターなど危険を伴う用具は年齢や発達に合わせて使用する。
- ・ハサミを持ち運ぶときは刃を持つよう危険のないよう知らせる。(年少から知らせる)
- ・絵具やクレヨン等は口に入れないようにする。また色水、しゃぼん玉の液も誤飲しないようにする。
- ・小麦粉粘土で遊ぶ場合はアレルギー児がいるか確認をし、アレルギー児がいる場合は使用しない。(共有の水道などで洗い流す場合は他クラスへの配慮をする)
- ・テープカッターは使用する場所を決めて使う。
- ・段ボールカッターは必ず保育士が付き添い使用する。
- ・以上児と未満児が一緒の部屋で遊ぶ場合は、細かい玩具の誤飲がないようにする。

<未満児>

- ・室内では衝突を起こしやすいので、人数やルールを考えて遊ばせる。

<園庭>

- ・各園の園庭マニュアルを確認する。
- ・園庭の広さによって各園で遊び方を徹底する。
- ・異年齢で遊ぶ時はお互いに安全を確保して遊ぶ。
- ・長靴を履いてきた場合は固定遊具の使用は十分に配慮する。
- ・固定遊具(滑り台、雲梯、ジャングルジムなど)で遊ぶ時は保育士が近くで見守る。

<未満児>

- ・砂を口に入れたり目に誤って入ったりしてしまうことがあるので、衛生管理には気をつける。
- ・おもちゃの取り合いや、長い物を振り回さないなど正しい遊び方を指導する。
- ・階段を上り下りする時は、子どもの下側を歩くか手を繋いで歩く。
- ・うさぎなどの小動物と遊ぶ時は、傍につく。

【滑り台】

- ・階段を上る時に体を添えて、落ちないようにする。
- ・玩具や縄跳びなどを持って登ることがないようにする。
- ・滑らず上で止まっている子には声をかけたり、保育士と一緒に滑って降りたりする。
- ・手を添え、尻を付けて滑るように声をかける。
- ・滑り台を下から登らないように、みんなで遊ぶときの注意を繰り返し伝える。
- ・下に他児が居ないことを確認してから滑るように配慮する。
- ・上の踊り場で遊んだり、鬼ごっこや追いかけっこの時に逃げ込んだりしないようにする。
- ・支柱や横からなどの危険な登り方や降り方、ぶら下がりをさせない。
- ・衝突しないように、前の子どもが滑り終えてから滑るように声をかける。
- ・高温の時は滑らない。雨、雪で濡れている時は拭いてから使用する。

〈未満児〉

- ・保育士がついて遊ぶ。

【ぶらんこ】

- ・順番を待つ場所、出入りの場所を教え、ぶらんこが止まってから交代する。
- ・柵の外で待つようにする。
- ・柵のロープには座ったり、触ったりしない。
- ・正しい姿勢でしっかりと鎖やロープを握らせ、二人乗り、反対向き、立ちこぎ、飛び降りなどはしない。

〈未満児〉

- ・未満児用のブランコに乗って保育士がつく。

【ジャングルジム】

- ・玩具などをもって登らない。
- ・ふざける、押す、引っ張るなどの遊び方は怪我につながるため注意していく。
- ・周辺や下で遊ばない。
- ・高い所から飛び降りない。
- ・手を離さないように声をかける。
- ・一番上で立たない。
- ・未満児はジャングルジムでは遊ばない。

【砂場】

- ・他児に石や砂を投げない。
- ・砂が目に入ると危険であるという事を伝える。
- ・スコップ等、砂場の遊具等の安全な使用方法を知らせる。

- ・また、砂の付いた手で目などをこすらないようにする。

〈未満児〉

- ・砂場では、砂の汚染や量、周りの柵について注意点検をする。

【鉄棒】

- ・縄を縛りつけて遊ばない。
- ・周辺や下で遊ばない。
- ・手を離さないように十分に注意して見守る。

〈未満児〉

- ・以上児が鉄棒の近くで遊んでいる時は近づかない。

※お腹を打つ事故が多いので注意！

【雲梯】

- ・雲梯の上に登らない。
- ・周囲に他児がいないか確認する。
- ・下では遊ばない。
- ・一方通行にして他の子との間隔を空ける。
- ・太鼓橋…間を抜けて降りるのは禁止する。
- ・未満児は雲梯では遊ばない。

運動用具の扱い方

- ・用具の出し入れは基本的には保育士が行う。
- ・用具の出し入れを子どもと行う場合は足への落下や危険のないようにする。
- ・使用前には留め具等の異常がないか確認をする。
- ・子どもの年齢や発達に合わせた用具を使用する。
- ・用具を使用する時は、子どもの動きを把握できる環境設定にする。

運動用具の遊び方の主な注意点

- ・運動をする時は身支度に整えてから遊ぶ。(ズボン、服の裾、爪、上履きもしくは裸足、メガネ、帽子など)
- ・準備体操をしてから始める。
- ・一人一人の経験、発達段階を踏まえて使用する。
- ・運動用具の正しい使い方を知らせる。

【跳び箱】

- ・マットを下に敷く。
- ・助走はしない。
- ・踏切板は使用しない。

【平均台】

- ・マットを下に敷く。

【巧技台】

- ・はしごには二人以上は乗らない。
- ・巧技台の種類や数・配置・組み合わせ等も子どもの発達や遊びの様子に応じて選択する。
- ・遊びに慣れてくると様々な動きに挑戦しようと、時には危険な行動をする場合も多くなるため、保育士は一人一人の動きを十分に見ながら、安全面に配慮する必要がある。
- ・必ず保育士が近くで見守り、状況に応じてすぐ手を差し伸べられるようにする。

【縄跳び】

- ・固定遊具などに縛り付けて使用しない。
- ・大縄は子どもだけで使用しない。
- ・縄を引っ張り合ったり振り回したりしない。

【竹馬】

- ・出し入れの際は保育士が援助し、危険のないようにする。
- ・竹馬の高さは、子どもが自分で乗り降りできる高さにする。
(保護者にも理解してもらえよう園便りなどで知らせる)

【ボール】(サッカーボール、ドッジボールなど全部)

- ・室内でボールを蹴らない。
- ・ボールの上に乗らない。
- ・空気の確認をする。

〈未満児〉

- ・ボール遊びをする時はなるべく広くて何もない場所で使用する。
- ・バランスボールなどの大きなボールを使用する時は保育士が必ずつく。

【三輪車、スクーター】

- ・玩具を持って乗らない。
- ・テラスでは乗らない。

- ・つき山から降りない。

〈未満児〉

- ・三輪車スクーター、トイカーはスピードがつくと転倒しやすいことを教え、遊ばせる。

【一輪車、手押し車】

- ・人を乗せて遊ばない。

【フラフープ】

- ・引っ張ったり、飛ばしたりしない。
- ・間をあけて人に当たらないようにする。

【タイヤ跳び】

- ・濡れて滑りやすくなっていないか確認する。
- ・友だちとの間隔をあけて使用する。

どろんこ遊び

- ・天候や子どもの体調、年齢に配慮して行う。
- ・人に投げない等、他児が嫌がることはしないよう約束をする。
- ・どろんこの時は固定遊具を使用しない。
- ・嫌がる子には無理をさせない。
- ・砂の中の危険な物や不衛生なものを取り除く。
- ・終了後は流水またはお湯で十分に体を洗い流し清潔にする。
- ・砂や泥を口に入れないようにする。

歯磨き

保健衛生マニュアル参照

- ・歯の磨き方、扱い方を知らせる。
- ・座って歯磨きをする。
- ・移動する時にくわえたまま歩かない。

午睡

健康管理マニュアル参照

- ・午睡中、保育士は必ず子どものそばにいて、一人一人の健康状態に十分注意するとともに、事故のないようにする。
- ・子どもの近くに座り、子どもに背を向けることのないようにする。年齢に応じた午睡

チェック表にチェックする。

附属資料 1

点検実施日時 令和 年 月 日 (1回目)

令和 年 月 日 (2回目)

正常な場合は○、不具合があれば×を記し備考欄に記入する。

点検担当者 (2名以上)

印 印

印 印

	項目	チェック	
保育室	教材や遊具、玩具が散乱していないか		
	教材や遊具、玩具の傷み補修の必要はないか		
	刃物、劇薬などは安全な場所に保管してあるか		
	電気コードが劣化していないか		
	コンセント、照明など電気器具は安全な状態であるか		
	机、椅子は整理整頓されているか		
	机、椅子は汚れたり、劣化したりしていないか		
	空調は清潔に保たれ、正常に機能しているか		
	壁、床の傷み補修の必要はないか		
	ドアの状態 (鍵など) は異常はないか		
	室内環境は安全に保たれているか (棚、ロッカー、ピアノ)		

トイレ	清潔に保たれているか (洗面台、鏡、床、壁、便器)		
	手洗い洗剤や消毒液は安全な場所に保管してあるか		
	ドアの開閉は異常がないか		

テラス 廊下	タオル掛けの配置は適切であるか		
	手洗い洗剤や消毒液は安全な場所に保管してあるか		
	壁、床の状態に亀裂や劣化はないか		
	照明はすべて正常に点灯するか		
	雨漏りはしていないか		
	歩行の妨げになるような物が置いていないか		
	下駄箱は安全に固定されているか (上に余分な物を置いていないか)		

遊具	摩擦 (すり減り) はないか	※これを参考に各園の遊具点検票に記入をする
	木部・プラスチック部の割れ、腐食はないか	
	金属部分の亀裂、さびはないか	
	ビス、ボルトの緩み、脱落はないか	
	部品の欠落など、構造に欠損はないか	
	溶接箇所の不良はないか	
	全体的に安定しているか	
	体が触れる箇所の汚れ、危険性はないか	
	遊具周辺の地面に危険物が落下していないか	

園庭・ 園舎周辺	水はけ、排水不良はないか		
	危険物は落下していないか(ハチの巣、毛虫の糞など)		
	門扉の不具合はないか		
	垣根、柵の不具合はないか		
	園児が一人で園外に出られるようになっていないか		
	敷地周辺はきれいに保たれているか		
	植樹の枝が伸びすぎているか		
	植樹の枝が折れそうになっている箇所はないか		
	植樹周辺の枯れ枝、枯葉がたくさん散らばっていないか		
	園舎内外から死角になりそうな箇所はないか		
	砂場は清潔に保たれているか		
	うさぎ小屋のカギは常に施錠されているか		

備考：緊急性のある事項及びその対応

その他の事項とその対応年月日

園長印